令和5年5月31日 環境 政策 部 環境計画課

新たな世田谷区環境基本計画の策定について

1 主旨

区では、環境の保全、回復及び創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和2年3月に「世田谷区環境基本計画(後期)」(計画期間:令和2年度~令和6年度)(以下、「現行計画」という)を策定し、取組みを進めてきた。現行計画の計画期間終了に伴う、次期「世田谷区環境基本計画」(以下、「次期計画」という)について、令和5年度から令和6年度にわたり策定に向けた作業を行う。

なお、この度の計画策定にあたっては、令和2年10月の「世田谷区気候非常事態宣言」における、2050年CO2排出量実質ゼロ表明を踏まえ、令和5年3月に策定した「世田谷区地球温暖化対策地域推進計画(計画期間:令和5年度~令和12年度)(以下、「温対計画」という)」等の関連計画や、この間の国際社会・国・都の動向等の社会情勢との整合を図るものとする。

また、区、区民及び事業者が環境の保全等に関して配慮すべき事項を定めた「世田谷区環境行動指針」を包含することとする。

2 根拠法令

世田谷区環境基本条例 第7条及び第8条

<抜粋>

- ·第7条(世田谷区環境基本計画)
 - 区長は、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、世田谷区環境 基本計画を策定しなければならない。
- ·第8条(世田谷区環境行動指針)

区長は、環境の保全等に関する目標の実現のため、区、区民及び事業者が環境の保全等に 関して配慮すべき事項を、世田谷区環境行動指針として策定しなければならない。

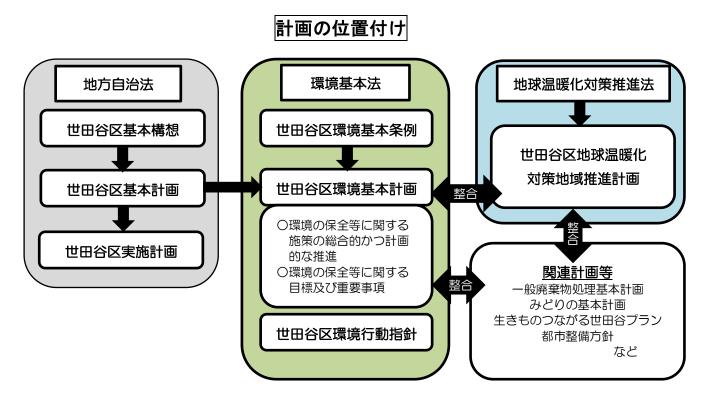
3 策定の視点

- ・地球規模での環境問題や区を取り巻く自然環境、生活環境の保全などを含めた、区 の環境施策全般を総合的かつ計画的に推進するための計画とする。
- ・現在策定中の新たな世田谷区基本計画の内容を踏まえた計画とする。
- ・令和5年3月策定の温対計画に関する項目については、温対計画の内容を盛り込む。
- 環境を取り巻く新たな課題などに対応した計画とする。
- ・環境に関する長期的な目標及び施策の方向性を示し、分野別の個別計画と連携した 横断的かつ総合的な計画とすることで、計画の実効性を高めながら計画体系をわか りやすいものとする。

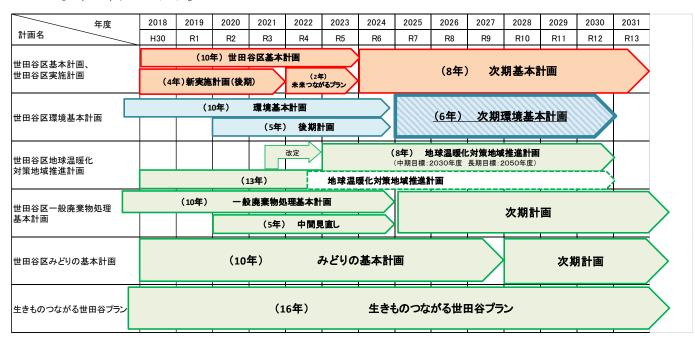
4 計画の位置付け

世田谷区環境基本条例に基づき、環境の保全、回復及び創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画。

関連法令及び計画との関係については、下図「計画の位置付け」のとおり。



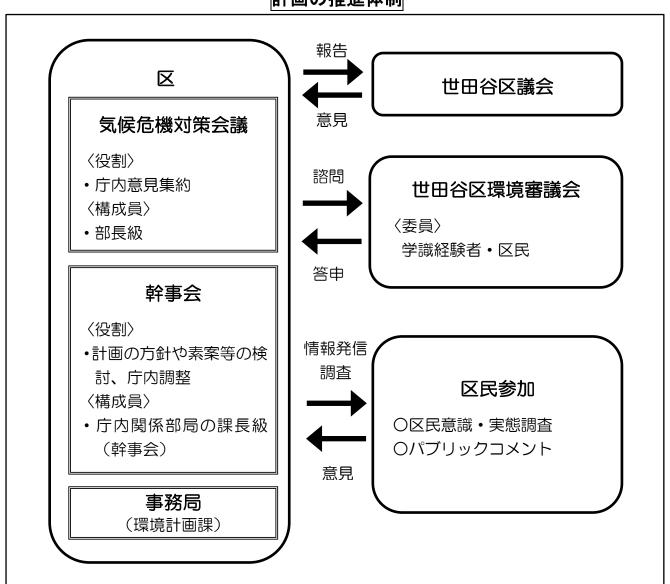
- 5 計画期間及び主な関連計画の計画年次
- (1)計画期間 令和7年度~令和12年度
- (2) 主な関連計画の計画年次 以下の表のとおり。



6 検討体制

- (1) 諮問・答申 区長から環境審議会に諮問し、答申を受ける。
- (2) 庁内検討 庁内における意見聴取及び検討を行い、意見を集約する。
- (3) 区民意見の聴取 パブリックコメントやその他の手法を用いて、意見を聴取する。
- (4) 各検討主体の関係 以下の図「計画の推進体制」のとおり。

計画の推進体制



7 環境に関する区民意識・実態調査の実施

世田谷区民の環境に配慮した行動の実施状況などの実態を把握し、次期計画検討の基礎資料とするため、「世田谷区環境に関する区民意識・実態調査」を、実施する。 ※若者世代への調査は、令和4年度「世田谷区環境に関する子ども意識調査」で実施。

8 主なスケジュール (予定)

令和5年度

8月~ 環境に関する区民意識・実態調査実施

9月 環境・災害・防犯・オウム問題対策等特別委員会

(現行計画の進捗状況結果報告)

12月 環境・災害・防犯・オウム問題対策等特別委員会

(区民意識・実態調査結果報告)

2月 環境・災害・防犯・オウム問題対策等特別委員会(骨子案の報告)

令和6年度

9月 環境・災害・防犯・オウム問題対策等特別委員会(素案の報告)

区民説明会・パブリックコメント

2月 環境・災害・防犯・オウム問題対策等特別委員会(案の報告)

3月 計画策定